

2020年4月7日

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
専務理事 中里 壮也

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

平素より本連盟の事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

また、この度は事務局内で感染が確認されるなど皆様方には多大なご心配・ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

さて、本連盟では本日発令される緊急事態宣言を受け、以下の通り対応をお願いしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、感染拡大防止に向けて何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 柔道の練習について

今回の対象となる7都府県は緊急事態措置に従ってください。また他の道府県は大学生を介した感染が広がっていることから、高校生以下だけでなく、大学生及び社会人も対象とし、5月6日までは道場などにおいて集団での柔道の練習の自粛をお願いします。また、屋外のトレーニングは、社会的距離を確保してください。

また、自粛期間が過ぎた後も下記の対応を推奨します。

- 1) 練習開始前に検温を実施する。（各自で当日に測定した体温の申告でも可とする。）
- 2) 37.5°C以上の発熱または咳、痰などの呼吸器症状や嗅覚・味覚障害を有する者は練習に参加させない。
- 3) 過去1週間以内に、2)に該当する者は練習に参加させない。
- 4) 過去14日以内に、感染者もしくは感染を強く疑われる者と接触した者は練習に参加させない。

2. 大会開催について

引き続き5月6日までに開催が予定されているものについては、中止、延期の対応をお願いします。

以上